

1. ちばGAP制度を策定する背景

本県産の農産物を東京オリンピック・パラリンピック（以下、「東京オリ・パラ」という。）に供給するには、産地の生産者がGAP等の認証を受けることが必要である。
このため、東京オリ・パラに向け、十分な量の国産農産物を確保するため、農林水産省は各都道府県に対して、調達基準に示された確認体制の導入を要請した。
これを受けて、本県でもGAP制度の構築を進めてきた。

2. ちばGAP制度の目的

- ・農業経営者の経営ツール(経営の効率化を図る手段の1つ)として利用促進を図る。
- ・国際水準GAP（GLOBALG.A.P.等）認証の足掛かりとして、輸出の強化に寄与する。
- ・東京オリ・パラの農産物調達基準に対応する。
- ・県内農業者へ普及することで、農業生産現場において食品安全や労働安全等を確保する。

3. ちばGAP制度の概要

(1) 制度の仕組み

- ・ちばGAPは、農業者の適正な農業生産工程管理の取組を確認・評価するもの。
- ・農業者はGAPに取り組み、セルフチェックを実施。県はその取組の指導・評価を行い、農業者のステップアップを支援。
- ・さらに、東京オリ・パラへの農産物供給を目指す農業者へは認証証書を交付。なお認証証書の交付は東京オリ・パラへの対応のため、平成32年度までとする。

(2) ちばGAPの位置付け

区分	種類	食品安全	環境保全	労働安全	人権保護・その他
GLOBALG.A.P. ASIAGAP		→			
ちばGAP		→			オプション →
国のガイドライン		→			
内容(例)		<ul style="list-style-type: none"> ・農薬安全使用 ・衛生管理 ・異物混入防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬散布の周辺への影響回避 ・適正な施肥 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業環境改善による事故防止 ・機械等の安全管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・強制労働の禁止 ・使用者と労働者の対話 ・商品回収テスト ・水使用量把握と節水努力

(3) 取組項目

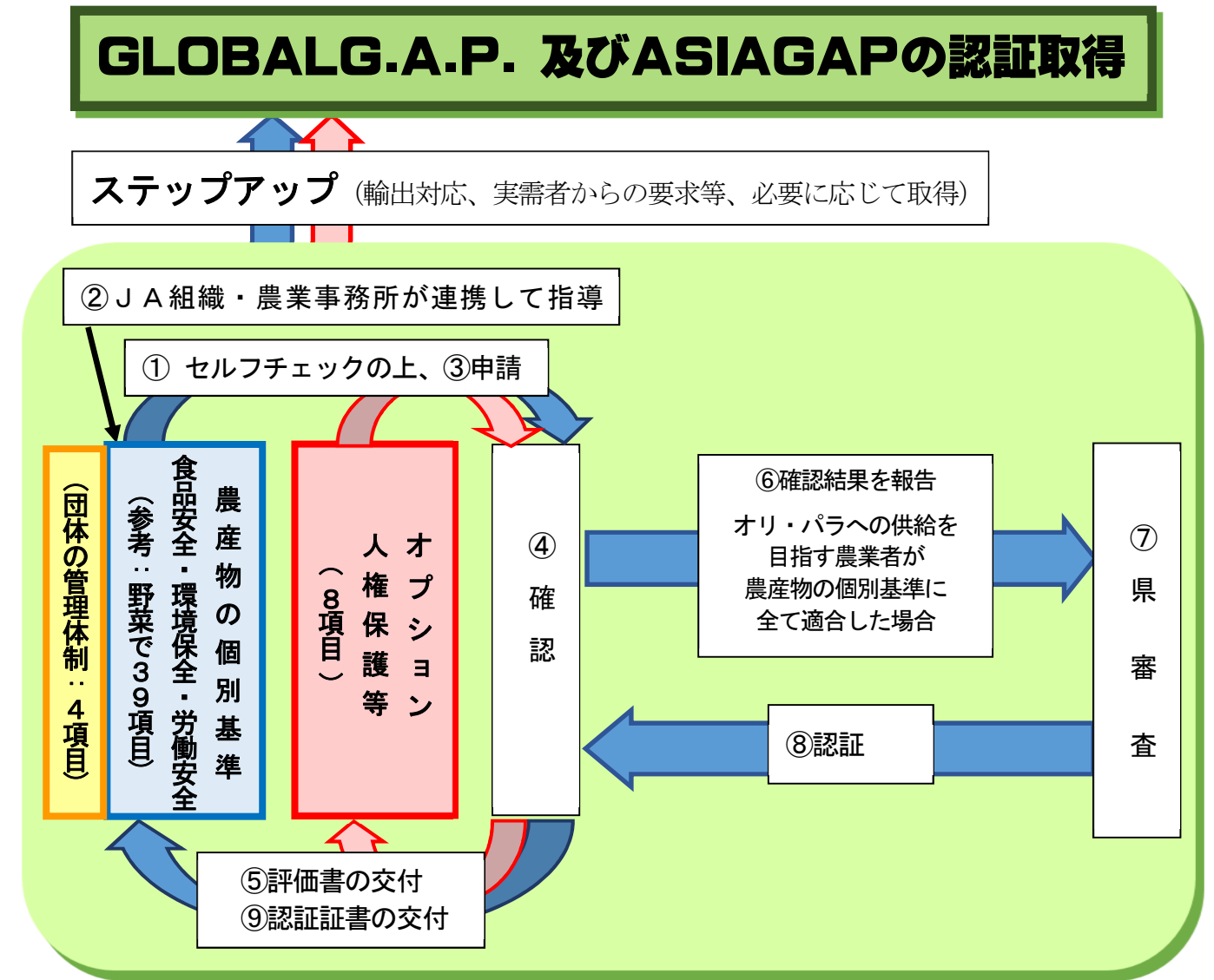
農産物の個別基準：国ガイドラインに準拠している項目（食品安全・環境保全・労働安全）
東京オリ・パラへの供給を目指す農業者は要件となる（野菜で39項目）

団体の管理体制：団体で申請する場合に必要な項目（組織体制・内部管理など4項目）

オプション：GLOBALG.A.P.等認証GAPにある項目（人権保護など8項目）

※具体的な取組事例に該当するものはすべて取組み、それ以外で取組事項を満たすものは確認した上で、適合を判断。

(4) 取組の流れ



(5) 期間等

ア 期間

平成30年2月に運用開始。なお、東京オリ・パラ終了時（平成32年度）に見直しを検討。

イ その他

- ・認証の有効期間は1年とする。
- ・審査結果及び評価結果で全項目適合した農業者は、県HPで紹介。平成32年度末まで「ちばGAP」ロゴマークの使用を可能とする。

4. 千葉県農林水産業振興計画の目標

項目	現状(28年度)	目標(33年度)
GAP認証数※	34	110
GAP指導員数(累計)	22	220

※国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP）及び「ちばGAP」等の認証数の増加を目指します。

5. 今後のスケジュール

平成30年 2月13日 「ちばGAP」認証式
4月10日 平成30年度
第1次 評価申請書提出期限



「ちばGAP」ロゴマーク

「ちばGAP」農産物個別基準(野菜)

区分	No.	分類	取組事項
ほ場等	1	食品安全 労働安全	ほ場や栽培施設は、きれいに保たれている。
	2	食品安全 労働安全	調製・出荷・貯蔵施設は衛生的である。
	3	労働安全	農薬や燃料などを適切に保管している。
	4	他(全般)	ほ場に関する情報が整理されている。
	5	他(全般)	資材等を適切に管理している。
水	6	食品安全	使用する水の水源を確認し、収穫物の洗浄等に使用する水の安全性を確認している。
	7	食品安全	養液栽培の場合、培養液等を適切に管理している。
土・肥料	8	環境保全	肥料は適切な量を施用している。
	9	食品安全 他(全般)	肥料の使用記録を付けている。
	10	環境保全	肥料を適切に保管している。
	11	環境保全	適切に作られた堆肥を使用している。
	12	環境保全	堆肥など有機物の施用等による土づくりを行っている。
	13	環境保全	土壌の飛散や流亡を軽減する対策を取っている。
農薬	14	食品安全 他(全般)	農薬の使用基準を守り使用記録を付けている。
	15	食品安全 労働安全	適正な農薬散布のために、防除器具等の点検、洗浄を実施している。
	16	食品安全 環境保全	農薬の飛散防止対策等を、十分にとっている。
	17	環境保全 他(全般)	散布農薬は正確に計量し、また、必要以上に調製せず、その都度、使い切るようにしている。
	18	環境保全 労働安全	土壌くん蒸剤を使用する場合の注意を守っている。
	19	環境保全	化学合成農薬の使用量削減に向けた努力をしている。
	20	環境保全	適切に特定外来生物を利用している。
収穫・出荷	21	食品安全	包装資材は、清潔に保たれている。
	22	食品安全 他(全般)	出荷等に関する記録を保管している。
	23	食品安全	収穫した農産物の品質が低下しないよう管理している。
	24	食品安全 労働安全	機械、器具等の衛生管理を徹底している。
	25	食品安全	出荷物が汚染されたり、異物が混入したりしない対策をとっている。
労働・食品安全	26	労働安全	作業の危険を把握し、事故防止対策をとっている。
	27	労働安全	安全を考慮した服装等で作業をしている。
	28	労働安全	作業員が事故を起こさないよう配慮している。
	29	労働安全	機械、器具等の安全使用に心がけている。
	30	労働安全	労災保険等に加入している。
	31	食品安全 労働安全	作業者の健康管理や衛生管理を徹底している。
	32	食品安全 労働安全	手洗いなど食品としての衛生管理を徹底している。
その他	33	食品安全 環境保全	廃棄物は適切に保管、廃棄をしている。
	34	環境保全	作物残さ等をできるだけ有効活用する努力をしている。
	35	食品安全 環境保全	鳥獣を引き寄せない取組や、被害対策を適切に行っている。
	36	環境保全	省エネを心がけている。
	37	他(全般)	知的財産について、適切に保護、活用している。
	38	他(全般)	登録品種の利用は適切である。
	39	他(全般)	生産工程管理を適切に実施している。

「ちばGAP」オプション

区分	No.	分類	取組事項
人権保護	1	労働者の福祉	労働力の適切な確保が図られている。
	2		使用者と労働者の対話が行われている。
	3		労働条件を遵守している。
取引・その他	4	苦情や異常等への対応	商品の苦情や異常への対応をしている。
	5	水の使用や廃水管理	水の使用量の把握と節水に努めている。
	6		培養液の廃液管理を行っている。
	7	外部委託管理	外部委託先との合意、仕入先等の信頼性を評価している。
	8	記録の保持と自己評価	全工程のリスク評価を行っている。

「ちばGAP」団体の管理体制に関する項目

区分	No.	取組事項
内部管理体制	1	団体の組織体制が整備されている。
	2	組織の内部管理が行われている。
生産指導	3	生産技術指導を行っている。
	4	気象災害への対応をしている。

ちばGAP



平成30年2月 スタート！

GAP (ギャップ) とは？

農産物の安全を確保するため農作業などの記録をとること、環境の保全・労働の安全のために点検を行うことなど、これらの取組を確認・評価することで、より良い農業を実現する取組です。

※ **G**ood [よい] **A**gricultural [農業の] **P**ractice [取組] のことで、
「農業生産工程管理」と訳されます。

GAPのメリットは？

農作業の効率化や、コストの削減など、農業経営の改善が期待されます。

「ちばGAP」制度とは？

「ちばGAP」に取り組む農業者を、県が支援。農業者の取組結果を、県が確認し評価・認証する仕組みです。

～詳しくは裏面へ～

ちばGAP Q&A

Q どんな制度なの？

食品安全、環境保全、労働安全の確保のほか、経営改善の手段、国際水準のGAPへの足掛かり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への農産物供給への対応などを目的に作られました。



Q どんなことに取り組むの？

まず、野菜や米など、作物ごとに決められた「取組項目」に取り組み、自己点検（セルフチェック）を行います。取組が不十分な項目を確認し、改善していきます。セルフチェックで、不十分な項目がなくなったら、県の確認を受けることができます。取組項目は、農薬や燃油の適正保管や、農作物の衛生的な取扱い、農作業の安全対策など、農業経営での「リスク」（危険性）を減らす取組です。



Q どんなメリットがあるの？

- ①経営改善の手段として活用できます。
⇒販売先への信頼や資材の不良在庫の削減など、経営の改善が図られます。
- ②東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の農産物調達基準への対応ができます。
⇒農産物供給の要件として、国際水準のGAP (GLOBAL G.A.P.) などのほか、都道府県のGAP (ちばGAP) の認証を受けることで、農産物供給への第一歩に。
- ③評価・認証費用は無料です。
⇒民間GAPでは、認証費用が掛かりますが、ちばGAPは県が確認・評価を行うため無料です。
※ただし、経営改善にかかる費用（農薬保管庫の整備など）は、通常の農業経営の費用として、取組者の負担となります。

詳しくは、下記へお問い合わせください！

お問い合わせ先（電話番号）

●各地域の農業事務所

農業事務所	制度について (企画振興課)	取組のアドバイスについて (改良普及課)
千葉	043-300-1985	043-300-0950
東葛飾	04-7143-4121	04-7162-6151
印旛	043-483-1129	043-483-1124
香取	0478-52-9192	0478-52-9195
海匝	0479-62-0156	0479-62-0334
山武	0475-54-1122	0475-54-0226
長生	0475-22-1751	0475-22-1771
夷隅	0470-82-4956	0470-82-2213
安房	0470-22-7131	0470-22-8132
君津	0438-25-0107	0438-23-0299

●千葉県 農林水産部 安全農業推進課 環境農業推進室 043-223-2773

ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/annou/nouyaku/gap.html>

ちばGAP

検索